合併処理浄化槽設置補助金交付申請書

年 月 日

東庄町長

様

申請者 住所

氏名

囙

電話番号

年度において合併処理浄化槽を設置したいので、東庄町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1	設	置	場	,	所	東	主町							
2	浄	化 槽	の形	式	等	名	称						認定番	号
3	浄	化槽	りの	種	類	通'	常型		高度型	(窒素	₹りん	型)	高度型	(BOD型)
4	設	置	状		況	転	換以外		くみ取	りか	ら転換	Þ.	単独か	ら転換
5	浄	化槽	りの	規	模					人	槽			
6	工		事		費						円			
7	交	付	申;	請	額						円			
8	建	築物	の所	有	者	1 3	申請者 その他()	,	2 共	有(人)
						1	一般住宅					\mathbf{m}^2		
9	建	築物	j O	種	類	2	併用住宅		主面 積 他面積			$\begin{array}{c} {\rm m}^2 \\ {\rm m}^2 \end{array}$		
						3	その他()			\mathbf{m}^2		
10	着	工予	定年	月	日					年	月	•	日	
11	I	事完了	予定	年月	日					年	月		日	
12	放	τ	流		先	1	河川	2	道路側	溝		3	その他	

添付書類

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽及び建築物の配置図(敷地内排水系統含む。)
- (4) 処理水の放流経路図
- (5) 浄化槽の構造図
- (6) 見積書の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 国庫補助指針が適用されるものにあっては、当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類(登録証の写し及び管理票)
- (9) 貸主の承諾書(借家の場合)
- (10) 機能保証登録証
- (11) 既設のくみ取り便所又は単独処理浄化槽の現況と転換計画を示した書類(第6条第2項又は第3項に係る補助金申請者)
- (12) 世帯全員の町税納税証明書
- (13) その他町長が必要と認める書類

合併処理浄化槽設置工事見積書

年 月 日

設置者住所			設 置 者 氏	名		様
工事業者住所			工事業者氏	- 名		(fi)
名	称	数量	単 価 小	計 金 額	合 計 金 額	備考
①合併処理浄化槽	型式 人槽	基				
② 土 工 事)VIII)VIII	1式				
水盛やり方	4.4 354	m ²	/ m ²			
根切り	機 械 人 力	m³ m³	/ m³ / m³			
	提 内 軟 均 1 機 械	m²	/ m²			
残土処分	人刀	m²	/ m²			
	場外自由処分 普 通 土 粘 土	m ³	/ m³ / m³			
③ 基 礎 工 事		1式	, 111			
型枠工事	(材工共)	m^2	/ m ²			
基礎栗石工事	(材工共) 材料費	m³ t	/ m³ / t			
鉄筋工事	工費	t	/ t			
捨コンクリート工事	(材工共)	m³	/ m³			
④ 据 付 工 事		1式				
据付工事	(人工) 機械	人工 m³	/ m³			
埋戻し工事	人力	m ³	/ m³			
型枠工事	(材工共)	m²	/ m²			
鉄筋工事	材料費	t	/ t			
コンクリート工事	工費 (スラブ) (材工共)	$\frac{t}{m^3}$	/ t / m³			
⑤ 配 管 工 事	() / () () ()	1式	, 111			
	VP 75 φ	m				
】 配管材料	VP100 φ VP125 φ	m				
(継手、接合材共)	VP150 φ	m m				
1m当たり	VU 75 φ	m				
	VU100 φ	m				
	VU125 φ VU150 φ	m m				
配管工費	75 φ	m				
(VP,VU共)	100 φ	m				
1m当たり	125 φ	m				
根切埋戻し工事	150 φ 根 切 り	m m³	/ m³			
総延長(m)×	機機埋戻し	m ³	/ m³			
掘削幅(0.5)×	人力を関する	m³	/ m³			
平均埋設深さ(H)	埋 戻 し	m ³	/ m³			
	300日×300H~600H迄	個				
	汚水コンクリート枡(材工共)	個				
	360日×600H~900H迄	Ilea				
	汚水樹脂枡(材工共) 300口×300H~600H迄	個				
	汚水樹脂枡(材工共)					
枡工事	350口×600H~900H迄	個				
コンクリート蓋 レジコン蓋	雑排水コンクリート枡(材工共) 300日×300H~600H迄	個				
	雑排水コンクリート枡(材工共)	個				
	360 □×600H~900H迄	1년				
	トラップ樹脂枡(材工共) 300口×300H~600H迄	個				
	トラップ樹脂枡(材工共)					
	350口×600H~900H迄	個				
	水替え工事(ウェルポイント工事共)					
	山留め工事 浄化槽側壁工事	1式 1式				
	流入ポンプ槽、放流ポンプ槽工事	1式				
⑥ そ の 他	耐荷重工事	1式				
	はつり補修工事	1式				
	電気工事 試運転調整費	1式 1式				
⑦ 諸 経 費	①~⑥の合計	%				
⑧ 消 費 税 総 合 計	①~⑧の合計	10%				
[// ¹]						

工 事 請 負 契 約 書

第1条 発注者

(以下「甲」という。) 及び浄化槽工事業者

(以下「乙」という。)は、東庄町合併処理浄化槽設置補助金交付

を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 東庄町

丁事の期間 年 月 日~ 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・放流水のBODが20mg/%(日間平均値)以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金 額 円

支払方法 1 現金 2 その他(

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡す

ものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金全額の支払を完了する。 第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽整備士 に実地に

監督させ、又は自ら浄化槽設備の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第3者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

- **第6条** 乙はこの契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第3者に委任し、又は請負わせてはならない。 但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- **第7条** 乙は、浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び東庄町が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。
- **第8条** 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合をのぞき、甲が負担する。
- **第9条** 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して 遅滞なく、その理由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。
- **第10条** 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。
- 第11条 乙は、工事のため第3者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。

但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

- **第12条** 乙は、東庄町が定める合併処理浄化槽設置補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、 甲に提出しなければならない。
- **第13条** 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を 定めてその瑕疵の修補を請求することができる。
- 2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に関わる損害賠償を請求することができる。

- 3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、 することができない。
- 第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。
- **第15条** 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。
 - (1) 第1条に基づく東庄町合併処理浄化槽設置補助金が交付されないこととなったとき
 - (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき
- 2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲の ために既に支出した立替金を甲に請求することができる。
- 第16条 甲は乙が工事を完了するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。
- 2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を 要せず、この契約を解除することができる。

この場合、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

- **第17条** 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。
- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
- (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。
- 2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。
- **第18条** 乙の責の帰すべき事由により、表記引渡期日(工期が変更された場合は変更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は延滞日数1日につき請負代金総額の分の1の違約金を請求することができる。
- 2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払 期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合による延滞損害金を乙に支払うものとする。
- 第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自一通を保有する。

			年	月	日	
甲	注文者	住所				
		氏名			印	
乙	請負者	住所				
		П. <i>Б</i>			Ľn	
		氏名			印	
		(浄化槽工事業者登録番号	- :)
		又は届出番号	- :)

既設のくみ取り便所又は単独処理浄化槽の現況と転換計画

1. 申請者	住所		
	氏名		
	電話番号		
2. 既設の種別		単独処理浄化槽	くみ取り便所
3. 既設の状況	設置場所	別紙敷地内酉	己管図のとおり
	製造業者		
	型式		_
	人槽		
	処理方式		
	処理能力		
	備考		
4. 転換計画			
5. 備考			

合併処理浄化槽設置工事実績報告書

年 月 日

東庄町長様

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号の により補助金交付決定の通知のあつた合併処理浄化槽設置工事を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 工事の経費及び財源内訳

 経費
 円

 財源内訳
 補助金
 円

 自己資金
 円

2 工事実績

 工事着工
 年
 月
 日

 工事完了
 年
 月
 日

- 3 添付書類
 - (1) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合にあつては、その資格を証する書類)
 - (2) 浄化槽法第7条検査申込書(市町村用)
 - (3) 工事の施工に係る写真
 - (4) 施工結果報告書
 - (5) 請求書または領収書の写し
 - (6) 既設のくみ取り便所又は単独処理浄化槽の転換結果報告書(第6条第2項又は 3号に係る補助金申請者)
 - (7) 浄化槽法第7条に係る費用を納付したことを証する書面
 - (8) 浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面
 - (9) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽法第11条検査 に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱 に基づく一括契約書の写し
 - (10) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽法第 11条検査の受検を契約したことを証する書面
 - (11) その他町長が必要と認める書類

第 11 号様式

浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設 置 場 所

施設の名称

建築物の用途 処理対象人員(人槽) 人(人槽)

浄化槽協会登録番号 (単 · 合) 第 号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを 報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者住所·氏名 登録番号

登録・届 知事 (ー)第 号

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

第号

<別表> チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	欄	
1.流入管きょ及び放流管きょの勾配	汚物と汚水の停滞はないか。		
2.放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。		
3.誤接合等の有無	生活排水が全て接合されているか。		
	雨水や工場排水等が流入していないか。		
4.升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。		
5.流入管きょ、放流管きょ及び空気配管	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。		
の変形、破損のおそれ			
6.かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。		
7.浄化槽本体の上部及びその周辺の状	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。		
況	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。		
	コンクリートスラブが打たれているか。		
8.漏水の有無	漏水が生じていないか。		
9.浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。		
10.接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。		
	しっかり固定されているか。		
11.ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送	各装置に変形や破損はないか。		
装置の変形、破損、固定及び稼動の状況	しっかり固定されているか。		
	空気の出方や水流に片寄りはないか。		
12.消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。		
	しっかり固定されているか。		
	薬剤筒は傾いていないか。		
13.ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポ	ポンプますに変形や破損はないか。		
ンプ)の設置、稼動状況	ポンプますに漏水の恐れはないか。		
	ポンプが2台以上設置されているか。		
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。		
	ポンプの固定が十分行われているか。		
	ポンプの取り外しが可能か。		
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。		
14.ブロワーの設置、稼動状況	防振対策がなされているか。		
	アースはなされているか。		
	漏電のおそれはないか。		
保守点検契約 有 保守	L 点検業者名 登録番号		

放流先

有

無 蒸発散

既設のくみ取り便所又は単独処理浄化槽転換結果報告書

(例:単独処理浄化槽を解体撤去する場合)
1. 汚泥くみ取り処理
2. 消毒処理
3. 各槽ごと穴開け処理
4. 上部切断、切り落とし
5. 埋め戻し処理

以上、適正に施工し、確認したことを報告いたします。

年 月 日

浄化槽工事業者住所・氏名・登録番号

誓約書

年 月 日

東庄町長様

住 所

氏 名 🗊

私は、東庄町から補助を受けて設置する合併処理浄化槽について、浄化槽法(昭和58年法律第43号)を遵守し、下記の事項を適正に行うことを誓約します。

記

- 1 浄化槽法第10条に規定する保守点検の実施
- 2 浄化槽法第10条に規定する清掃の実施

浄化槽法(抜粋)

(浄化槽管理者の義務)

- 第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める場合にあっては、 環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。
- 2 省 略
- 3 省 略

浄化槽法施行規則(抜粋)

(保守点検の回数の特例)

第6条 省略

2 浄化槽に関する法第 10 条第 1 項 の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに 1 回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ば つ気方式	2 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3 月

以下省略

合併処理浄化槽設置補助金交付請求書

				年	月	日
東庄町長 岩 田 利	雄 様					
		住 所				
		氏 名				印
年 月		第	号	で確定のあ	った合併が	処理浄化槽
設置補助金を次のとおり	請求します。					
		記				
	金			円也		
補助金振込先						
金融機関名		銀 信用 d 信用 k 農				支店 支 <u>所</u>
口座番号 普通				_		
(フリカ`ナ) 口座名義人						